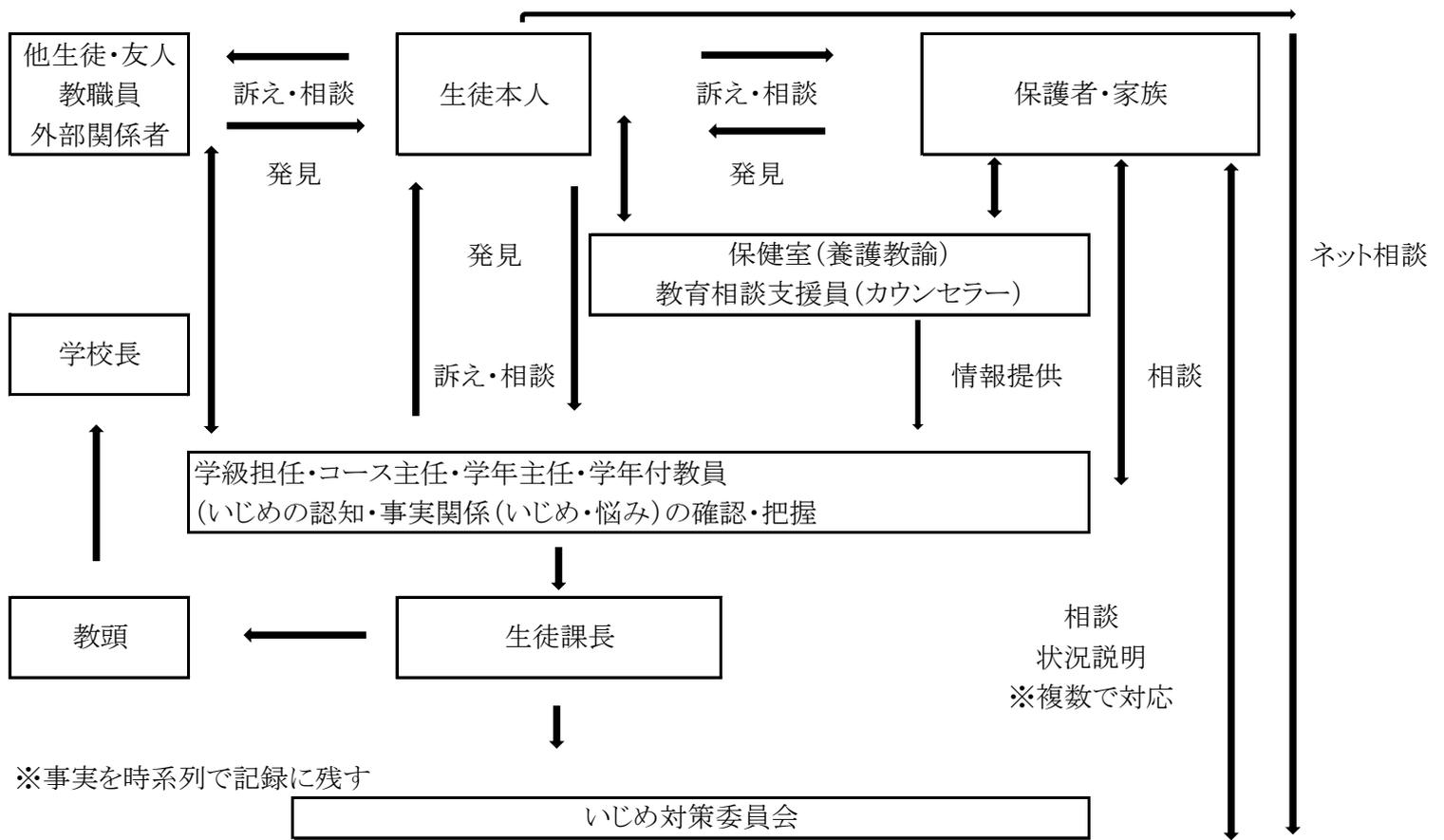


いじめ防止の指導体制・組織的対応



※構成員

生徒課長・各学年主任・人権同和教育主任
養護教諭・教育相談支援員・関係教職員

※いじめ認知報告(事実関係の確認)

※調査方針・方法等の決定

目的・優先順位・担当者・期日等

調査・事実関係の把握

重大事態発生
愛媛県私学文書課

指導方針の決定・指導体制の確立

- ・特定(被害生徒・保護者・加害生徒・保護者)
- ・一部(観衆・傍観者)
- ・全体(全校・学年・コース・学級)

いじめの解決に向けた対応・指導・支援

教職員の共通理解・職員会議

継続指導・経過観察

※被害生徒への支援

- ①具体的な対応策を示し、安心させる
- ②良い点を励まし、自信を持たせる
- ③本人の辛さや悔しさ、悲しみを受け止める
- ④適切な人間関係の構築への援助

※関係者への指導・援助

- ①訴え、相談を誠意をもって聞く
- ②具体的な対応策を示し、安心させる
- ③解決に向けた協力依頼
- ④加害生徒の保護者にも留意させる

※加害生徒への指導

- ①事実関係・背景・理由等を確認する
- ②不満感・不安感等の訴えを十分聞く
- ③いじめられる者の辛さに気付かせる

※関係機関との連携

- ①関係機関への通報・相談
- ②専門機関への通院・通所
- ③愛媛県総務課私学文書課への報告